お知らせ

生活・仕事相談をお受けします

生活や仕事などに関する悩みごと、困りごと（生命に関わることや緊急を要すること）などについてご相談ください。

・左記実施主体あてに直接ご本人から電話またはメールで相談してください。電話での相談時間は、午前9時から午後6時までです。

■相談料　無料

■相談先・実施主体
自立相談支援事業所「かみかわ生活あんしんセンター」
〒078－8231
旭川市豊岡1条2丁目1－16
☎0166－38－8800
FAX0166－33－0021
メール
anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

■その他
いただいた相談内容に関して、後日センターから電話連絡することがあります。

お知らせ

11月は「労働保険適用促進強化期間」です。

～1人でも雇ったら、労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続きが必要です～

「労働保険」とは業務または通勤に起因して負傷等を被った労働者に対して補償を行う労働者災害補償保険（労災保険）と、労働者が失業した際に生活の安定等を図る雇用保険により構成される制度で、労働者の福祉の向上を目的としています。

労働保険は、政府が管掌する強制保険です。労働者（パート・アルバイト含む）を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となるため、事業主は労働保険の加入手続きを行う必要があります。

まだ労働保険に加入していない事業主の方は、最寄りの労働基準監督署またはハローワークまでご相談ください。

■お問い合わせ
名寄労働基準監督署
☎01654－2－3186
ハローワーク名寄
☎01654－2－4326

お知らせ

弁護士による巡回無料法律相談

弁護士が身近にいないため法律問題のアドバイスが受けられず、貰えるものが貰えなかったり、払わなくていいものを払ってしまったりするなど、守られるべき権利が守られていない事態が起きないよう、町内で無料法律相談を開催します。

相談には、旭川弁護士会所属の名寄ひまわり基金法律事務所の弁護士が対応いたします。

秘密は厳守されますので、この機会にぜひご相談、ご利用ください。

※相談は、お一人様、30分とさせていただきます。相談に際しては、予約のみとさせていただきますので、事前の連絡をお願いいたします。予約の状況によってはご希望時間に添えないこともありますので、ご了承ください。

※相談時は、新型コロナウイルス対策のため**マスクの着用を必ずお願いいたします。**

■日　時
12月1日（火）
13時15分～16時30分

■場　所
公民館3階A会議室

■相談担当
菊地顕太　弁護士

■主　催　旭川弁護士会

■共　催　下川町

■予約先
税務住民課
住民生活グループ
☎4－2511内線112
☆4－2511103

お知らせ

「国の教育ローン」（日本政策金融公庫）のご案内

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。お子さま1人につき350万円以内を、固定金利（年1・70％（令和2年8月1日現在））で利用でき、在学期間内は利息のみのご返済とすることができます。

詳しくは「国の教育ローン」で検索していただくか、左記のコールセンターへお問い合わせください。

■お問い合わせ
教育ローンコールセンター
☎0570－008656
（ナビダイヤル）または
☎03－5321－8656